

瀬戸市地域強靱化計画【概要版】

1 計画の策定趣旨、位置づけ

【計画の策定趣旨】

我が国では、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、その度に復旧・復興を強いられてきました。平成23年に発災した東日本大震災では、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」を避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことの重要性が改めて認識されています。このようなことを背景に、国土強靱化基本法が公布・施行され、国や愛知県において、国土強靱化のための計画が策定されています。

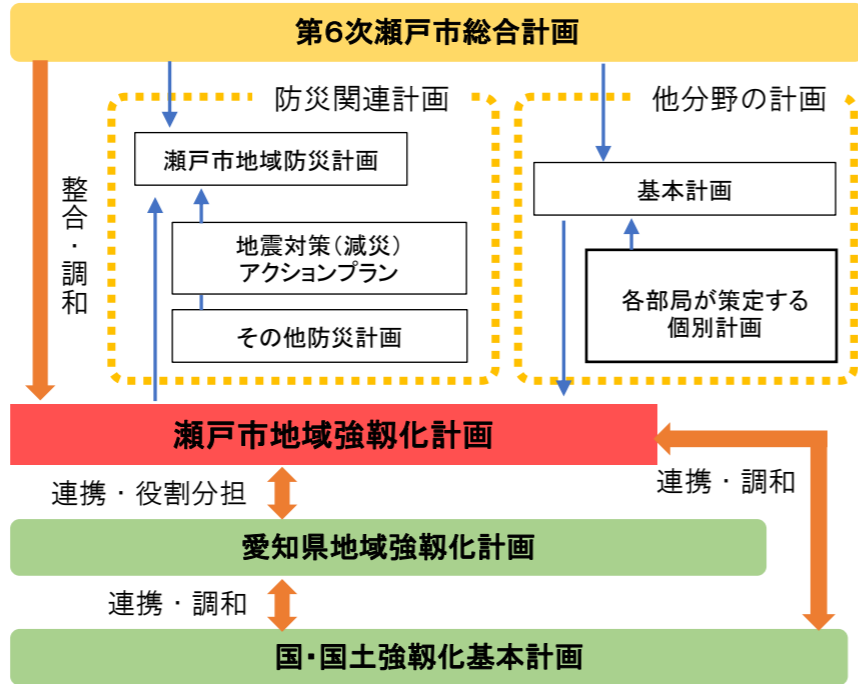
このような動向を踏まえ、瀬戸市（以下「本市」と記載）では、本市に必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる瀬戸市地域強靱化計画（以下、「本計画」と記載）を策定するものです。

【計画の位置づけと対象とする区域】

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定するもので、国土強靱化基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮しています。

また、本計画は、「第6次瀬戸市総合計画」との調和を図りながら、本市における地域強靱化施策を推進する上での指針とするものです。

対象とする区域は、瀬戸市全域を基本とします。



2 瀬戸市の現状と課題

瀬戸市の地域特性として、①地形 ②人口動向 ③産業特性 ④まち（市街化区域内）の現状 ⑤社会資本の老朽化 の現状等を整理するとともに、瀬戸市に影響を及ぼす大規模自然災害（地震、豪雨・台風）による過去の被害と想定される被害について整理しました。

3 瀬戸市の強靱化の基本的な考え方

本計画は、国の基本計画及び愛知県地域強靱化計画を踏まえ、4つの基本目標を設定しました。

- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

4 瀬戸市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

○事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国や県の計画を参考にして、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。（裏面参照）

○施策分野の設定

国や県の計画をもとに、11の個別施策分野及び4つの横断的分野を設定しました。

○脆弱性評価

本市が取り組んでいる施策について、リスクシナリオ及び施策分野ごとに取り組み状況や課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討・整理しました。

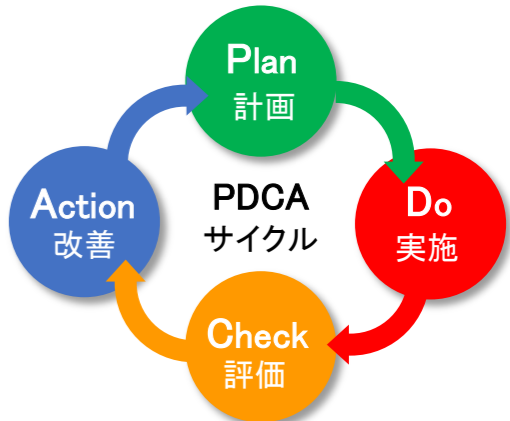
○推進すべき施策の方針

脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの「施策の推進方針」（裏面参照）を具体的な施策や重要業績指標とともに、検討・整理しました。

5 計画推進の方策

PDCAサイクルを通じて、計画を着実に推進します。

- 計画の推進体制：全庁的な体制のもと、取組を推進します。
- 計画の進捗管理：アクションプランを別に整理し、毎年度、目標の達成状況の把握や検証を行い、進捗を管理します。
- 計画の見直し：施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮して、概ね5年ごとに計画全体を見直します。また、毎年度の進捗管理の中で、適宜必要な見直しを行います。



□主な施策の推進方針(抜粋)

事前に備えるべき8つの目標に対して、起きてはならない40の最悪の事態(リスクシナリオ)を設定し、そのリスクシナリオにおける施策を検討しました。

下表の左から順に「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」、「主な施策の推進方針」の抜粋を掲載しています。

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ 40事態)	主な施策の推進方針(抜粋)
(1)直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●公共施設、住宅・建築物等の耐震化の推進・促進
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	●水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●水路、調整池等による面的排水施設の整備促進 ●災害対応力の強化
	1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	●土砂災害対策の推進
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	●死傷者の発生防止のための対策
(2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●食料・燃料等の備蓄 ●輸送ルートの確保対策の実施
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	●孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進 ●市民への確実な情報の伝達
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●災害対応の体制・資機材強化 ●応援部隊の受援体制等の整備
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	●帰宅困難者等の受け入れ態勢の確保 ●帰宅困難者対策の推進
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●災害時における医療機能の確保・支援体制強化
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●衛生環境の確保等 ●避難所となる施設の衛生環境の確保
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●避難所における良好な生活環境の確保等 ●避難生活における要配慮者支援
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	●緊急交通路の確保 ●警察施設の機能強化 ●災害時防犯体制の強化
	3-2 県、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●地方行政機関等の機能維持 ●行政職員の不足への対応
(4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●多様な情報提供の手段の確保 ●災害対応業務の標準化
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●情報伝達手段・体制の確保 ●実践的な防災訓練の実施
(5)経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●道路ネットワークの整備、災害対策の推進 ●個別企業BCP策定等の促進
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	●調達体制や配備状況の見直し ●燃料供給ルートの確保
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	●有害物質等の流出防止対策 ●重要産業施設等の自衛消防力の強化
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	●交通施設の防災対策の推進
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	●金融機関における防災対策の推進
	5-6 食料等の安定供給の停滞	●サプライチェーン輸送モードの強化
	5-7 異常湧水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●水の安定供給
(6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	●石油燃料の確保 ●電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	●水道施設の耐震化の推進 ●水道施設の老朽化対策の推進
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 ●浄化槽の整備
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	●輸送ルート確保の強化
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	●下水道施設及びし尿処理施設の耐震化等・下水道BCPの充実
(7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●火災に強いまちづくり等の推進 ●消防水利の確保 ●消防団員の確保
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	●沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 ●危険な空き家の除却の推進
	7-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	●ため池の防災対策の推進
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	●石綿飛散防止対策
	7-5 農地・森林等の被害による市域の荒廃	●適切な森林の整備・保全 ●自然との共生の推進
(8)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	●住宅・建築物の耐震化の促進等 ●災害廃棄物処理体制の構築
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	●災害ボランティアの円滑な受入 ●事前復興、復興方針・体制づくりの推進
	8-3 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	●自宅居住による生活再建の促進 ●応急仮設住宅の建設体制の整備
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	●文化財の耐災害性強化の推進
	8-5 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	●復興体制や手順の検討等
	8-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響	●風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化